公示催告

平成２４年（へ）第１号

次の申立人から別紙目録記載の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記の権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし、この終期までに権利の届出がない場合には、その権利が失権することがあります。

佐賀市富士町大字中原338番地い２
申立人　杵島　和代
権利を争う旨の申述の終期　平成24年７月５日
平成24年３月23日　佐賀簡易裁判所
（別紙）　目　録
建物　佐賀市富士町大字中原字中原338番地２
家屋番号　338番２の１
種類　居宅
構造　木造かわらぶき平家建
床面積　203.98平方メートル
付属建物　符号３
種類　居宅
構造　木造かわらぶき平家建
床面積　63.17平方メートル
付属建物　符号４
種類　物置
構造　木造かわらぶき平家建
床面積　3.70平方メートル
登記年月日番号　佐賀地方法務局昭和31年11月29日受付第1293号登記乙区順位番号１番
登記した権利の内容
昭和31年11月29日根抵当権設定契約
債権元本極度額　金35万円
根抵当権者　佐賀市松原町58番地
佐賀県教育図書株式会社

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第３２９号

茨城県常総市坂手町1177番地
申立人　飯沼　一男
本籍茨城県常総市内守谷町2091番地３、最後の住所茨城県水海道市内守谷町1978番地の１
不在者　栗原さた江
昭和18年３月15日生
公示催告期間満了日　平成24年10月31日
水戸家庭裁判所下妻支部

平成２４年（家）第５７号

静岡県浜松市北区引佐町奥山1490番地１
申立人　石野　　健
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所群馬県高崎市江木町1581番地１ワカミヤハイツ202号
不在者　石野　　聡
昭和44年５月11日生
公示催告期間満了日　平成24年11月９日
前橋家庭裁判所高崎支部

平成２４年（家）第５号

神奈川県横須賀市久里浜２－３－６小林荘202
申立人　秋元眞佐子
本籍埼玉県さいたま市緑区大字大間木534番地、最後の住所埼玉県大宮市大字御蔵1371番地の６
不在者　宮下富美男
昭和23年３月15日生
公示催告期間満了日　平成24年11月５日
さいたま家庭裁判所

平成２３年（家）第４８９号

千葉県香取市新部10番地Ａ棟の１
申立人　髙橋　潤子
本籍千葉県香取市佐原イ522番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　髙橋　秀夫
昭和10年４月12日生
公示催告期間満了日　平成24年11月30日
千葉家庭裁判所佐原支部

平成２３年（家）第５０３号

千葉県香取郡東庄町笹川い1365
申立人　多部田豊次
本籍千葉県香取郡東庄町笹川い1365番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　多部田茂雄
昭和26年５月22日生
公示催告期間満了日　平成24年11月30日
千葉家庭裁判所佐原支部

平成２４年（家）第６６３号

岡山県浅口郡里庄町里見2639－７
申立人　佐藤登志子
本籍岡山県浅口市金光町須恵948番地、最後の住所大阪市此花区酉島１丁目３番５－３号
不在者　定金　健夫
昭和18年12月11日生
公示催告期間満了日　平成24年10月31日
大阪家庭裁判所

平成２４年（家）第１７４号

大阪府寝屋川市池田西町２番４－302号
申立人　溝口　壽子
本籍大阪府寝屋川市池田西町20番、最後の住所奈良県天理市田部町411番地１　第４炊本寮
不在者　溝口　宗孝
昭和33年10月29日生
公示催告期間満了日　平成24年11月９日
奈良家庭裁判所

平成２３年（家）第１３４号

大分県佐伯市上浦大字津井浦2124番地
申立人　森﨑　美春
本籍大分県佐伯市上浦大字津井浦1481番地５、最後の住所本籍に同じ
不在者　森﨑　輝美
大正14年10月１日生
公示催告期間満了日　平成24年11月５日
大分家庭裁判所佐伯支部

平成２４年（家）第３号

大分県佐伯市大字長谷962番地
申立人　柴田　康男
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　柴田　助一
昭和８年12月15日生
公示催告期間満了日　平成24年11月５日
大分家庭裁判所佐伯支部

失踪宣告取消

平成２３年（家）第３２７８号

本籍香川県三豊市仁尾町仁尾丁865番地１、住所横浜市鶴見区東寺尾３－15－１
申立人（失踪者）　辻　　智之
昭和20年６月25日生
平成24年３月30日失踪宣告取消審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

平成２４年（家）第５６７号

本籍大阪府八尾市大字服部川618番地、住所大阪府大阪市西成区長橋３－６－45　藤田記念病院
申立人（失踪者）　西谷　伸雄
昭和20年１月18日生
平成24年３月22日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第３９０号

本籍東京都大田区東六郷２丁目15番地、住所広島県江田島市江田島町切串１－14－15
失踪者　井伊　恭子
昭和14年11月27日生
平成24年３月29日失踪宣告取消審判確定
広島家庭裁判所呉支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１５号

長野県伊那市坂下3319番地
債務者　有限会社田中時計店
代表取締役　田中　正彦
１　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　明良
４　破産債権の届出期間　平成24年５月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年６月６日午前11時
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第２３５号

神戸市兵庫区松本通６丁目２番７号
債務者　株式会社中野
代表者代表取締役　中野　　勇
１　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中山　稔規
４　破産債権の届出期間　平成24年５月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部